

○扶桑町補助金等の予算執行に関する規則

昭和50年7月1日規則第7号

改正

平成元年4月20日規則第10号

平成10年3月6日規則第3号

扶桑町補助金等の予算執行に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止、その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、町が町以外の者に対して交付する補助金、及び給付金であって町長の指定するものをいう。

2 この規則において「補助事業」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(関係者の責務)

第3条 補助金等に係る予算を執行する者は、補助金等が町民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

(他の規定との関係)

第4条 補助金等に関しては、他に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した「補助金等交付申請書」(様式第1号)に町長が必要と認める書類を添え、町長に対し、その定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が予算に定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正で

あるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 町長は、補助金等の交付を決定したときは、すみやかに「補助金等交付決定通知書」(様式第2号)によりその決定の内容、及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業等の遂行)

第8条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

(計画変更)

第8条の2 補助事業者等が、補助金等の交付決定通知を受けた後において補助事業等の計画変更(廃止及び中止を含む。)をする場合は、直ちに町長に補助事業等計画変更承認申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による計画変更申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第7条の規定による決定を変更することができる。
- 3 町長は、前項の規定により決定を変更した場合は、補助金等変更決定通知書(様式第4号)により、変更の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した「補助事業等実績報告書」(様式第5号)に関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

(決定の取消)

第10条 町長は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用したり、その他補助事業に関して補助金等の交付の決定の内容及び条件に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金等の返還)

第11条 町長は、補助金等の交付を取り消した場合又は、補助金等の交付の変

更を決定した場合において、補助金等の当該取消し又は変更に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(調査)

第12条 町長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要あるときは、補助事業者等に対して報告させ、又は当該職員に係りの帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年4月20日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月6日規則第3号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号